

# 旭川市災害廃棄物処理計画（概要版）

## 計画の目的

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とします。

### 計画策定の背景

#### 全国的な動向

阪神淡路大震災

東日本大震災

- ・被害が広範囲
- ・大量の廃棄物が発生
- ・近年の大雨や台風被害発生

災害廃棄物対策指針策定(H26.3)

防災的観点から事前に災害廃棄物処理の対策を講じることが重要

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(H28.1)

地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することを明記

#### 旭川市の動向

旭川市地域防災計画策定

- ・大規模地震, 大規模水害を想定
- ・これによる大量の災害廃棄物の発生を想定

旭川市災害廃棄物処理計画

### 災害廃棄物とは

『災害により排出される廃棄物』（事業活動に伴うものを除く）

【例】がれき類（コンクリート、木くず、金属くず）、避難所ごみ、仮設トイレのし尿等

### 基本的な考え方・対象

災害廃棄物

処理責任

市町村

・災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、その処理責任は市町村が負います。

事業系廃棄物

処理責任

事業者

・産業廃棄物や事業系一般廃棄物など、事業活動に伴う廃棄物の処理責任は、排出事業者が負います。

#### 対象とする災害

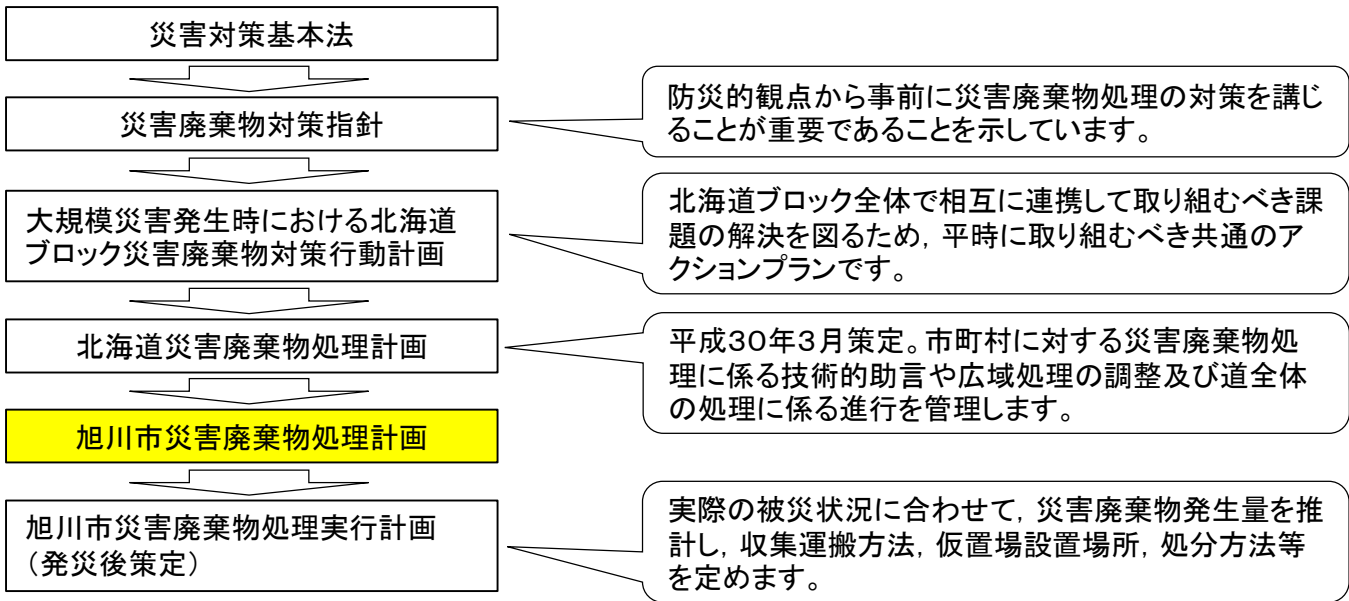
旭川市災害対策本部が設置される大規模な災害

#### 対象とする業務

収集運搬, 再資源化, 中間処理, 最終処分等の一連の廃棄物処理業務

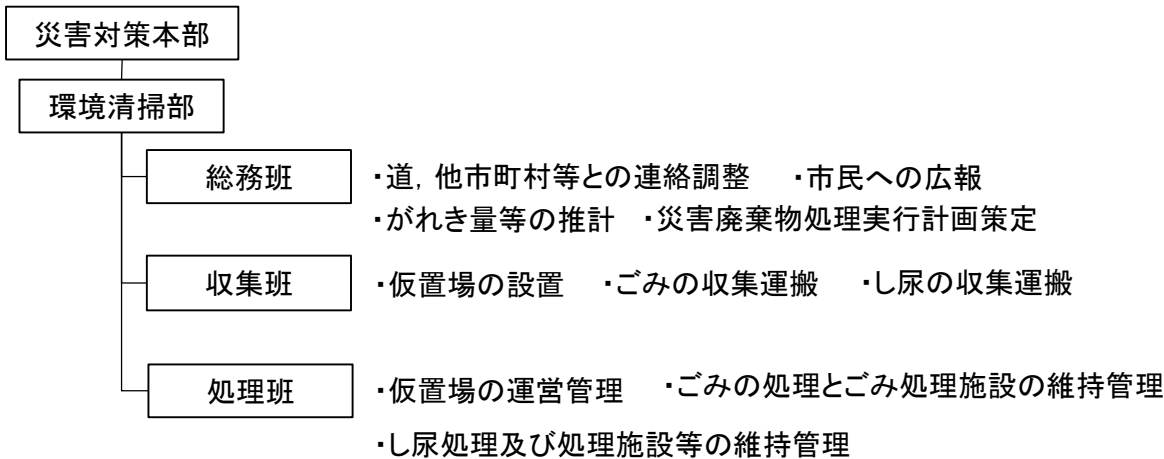
## 計画の位置付け

国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、旭川市地域防災計画との整合性を保ちながら災害時における廃棄物処理に係る基本的事項を定めます。



## 組織体制

被災時における内部組織体制として、旭川市地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置します。災害対策本部各部のうち、環境部は、部内各課を3班に分け環境清掃部として、災害廃棄物処理に当たります。



## 処理期間

処理期間とは、災害発生から災害廃棄物の最終処分完了までの期間とし、東日本大震災などの地震災害や全国的に発生している風水害等の自然災害での処理期間を参考としました。

原則 大規模地震 3年以内 大規模水害 2年以内

### 大規模地震の処理目標期間

内 容	処理目標期間
災害がれきの撤去(道路上や生活域近辺のもの)	6か月以内
災害ごみ(破損した粗大ごみ等)の収集	
災害ごみ(破損した粗大ごみ等)の処理	1年以内
一次仮置場への搬入完了(倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき)	1年6か月以内
一次仮置場からの搬出完了(二次仮置場等への搬入完了)	2年以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

# 計画構成

## 被害想定

対象：大規模地震と大規模水害

大規模地震 マグニチュード6.9(震度6強)  
 大規模水害 おおむね100年から150年に一度の水害

◎参考  
 東日本大震災  
 マグニチュード9.0(震度7)

区分	避難者数	がれき発生量	仮置場必要面積	避難所ごみ	し尿収集必要量
大規模地震	64,100人	1,125,400t	325,343 m <sup>2</sup>	35.7t/日	198.9kl/日
大規模水害	56,500人	144,897t	41,888 m <sup>2</sup>	31.4t/日	188.5kl/日

## 処理必要量

・がれき発生量のうち再生利用されるもの等を除いて、中間処理、埋立処分が必要となる処理量を次のとおり推計しました。

区分	焼却量	最終処分量
大規模地震	22,352 t	29,784 m <sup>3</sup>
大規模水害	1,275 t	4,007 m <sup>3</sup>

## 処理能力

施設名	施設規模	処理能力	年間処理能力
旭川市近文清掃工場	140t/24h × 2基	280t/日	88,200t/年

施設名	施設規模	残余容量
旭川市廃棄物処分場	1,840,000m <sup>3</sup>	650,210m <sup>3</sup>

施設名	施設規模
旭川市環境センター	100kl/日

## 処理の流れ

### ① 被災状況の把握【初動期】

- ・市内の被害状況の情報収集を行います。
- ・市内の一般廃棄物処理施設の被害状況を把握します。

主な業務  
 ・被災状況に応じて協定に基づき協力を要請します。  
 〈例〉収集運搬、仮設トイレ確保  
 ・仮置場を選定、設置します。  
 ・被災した一般廃棄物処理施設はBCPにより対応します。

### ② 災害廃棄物処理実行計画策定

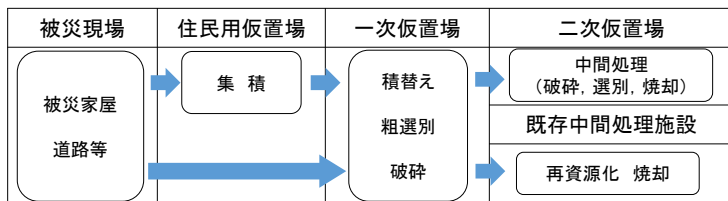
- ・発災後3週間程度で策定します。→ 処理の進捗に合わせて段階的に見直しを行います。
- ・災害廃棄物発生量の推計、収集運搬ルート、仮置場、中間処理施設等を決定します。

### ③ 収集運搬

- ・住民用仮置場への排出は市民が行い、それ以降の運搬は本市が行います。
- ・平常時のルートでの収集運搬が困難な場合、生活ごみは、委託業者が、避難所ごみは、本市直営で収集運搬に当たります。

### ④ 仮置場確保

- ・一次仮置場、二次仮置場、住民用仮置場等を設置し、適切に分別します。



### ⑤ 中間処理(焼却)

- ・被災した廃棄物中間処理施設において、早期に復旧作業を行い、処理体制を確立します。
- ・状況に応じ、仮置場内に仮設処理施設を設置します。

### ⑥ 最終処分(埋立)

- ・被災した最終処分施設において、早期に復旧作業を行い、処理体制を確立します。

○業務継続計画(BCP)による対応

処理施設等では、大規模災害時の施設復旧や廃棄物処理体制確保等のための計画を策定します。

○協力体制確保

災害時の廃棄物の処理について、国や道、他市町村のほか、民間事業者や各種団体と協定を締結しています。

## 生活ごみ・避難所ごみ, し尿

### 生活ごみ・避難所ごみ

- ・生活ごみ・避難所ごみは, 被災後3日以内を目途に収集体制を確保します。
- ・分別方法, 収集ルートは, 原則として平常時と同様とします。
- ・避難所ごみは仮置場に搬入せず, 避難所周辺に一時集積所を設置します。
- ・本市の処理能力が不足する場合は, 他自治体や民間事業者に協力を求めます。

### し尿

- ・被災地域や被災状況, 程度に応じて, 災害対策本部と協議の上, 仮設トイレの要否を判断します。
- ・協定に基づき民間団体と協力して仮設トイレを確保します。
- ・仮設トイレのし尿の収集は委託業者が行い, 旭川市環境センターでの処理を基本とします。
- ・公衆衛生確保のため, くみ取便槽, 浄化槽等について, 速やかに緊急措置を講じます。

## その他

その他発生が想定される災害廃棄物等について, 個別に処理方法等を定めました。

### 有害 廃棄物

事故防止のため早期適正処理を行います。  
適正処理のため, 処理専門業者等と協力します。  
＜例＞廃農薬, カーバッテリー, ガソリン, ガスボンベ, 消火器, 使用済み注射針等

### 廃家電

家電リサイクル法のルートでのリサイクルを基本とし, 所有者自ら指定引取場所等へ搬入します。  
＜対象＞家電4品目(テレビ, エアコン, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機・乾燥機)

### 廃自動車

自動車リサイクル法のルートでのリサイクルを行います。  
所有者不明や急を要する場合は, 市が移動, 一時保管します。

### 廃バイク

二輪リサイクルシステムでのリサイクルを行います。  
一時保管等は廃自動車と同様です。

### 貴重品等

貴重品や思い出の品は, 災害廃棄物に該当しないことから適切に管理します。  
貴重品は警察署へ引渡し, 思い出の品は本市で保管して所有者へ引渡します。  
＜例＞貴重品: 財布, 通帳, 貴金属等  
思い出の品: 位牌, アルバム, 写真等